

業務委託仕様書

1 事業名

令和7年度やまぐち健診（検診）受診総合促進業務

2 目的

健診（検診）受診を通じた疾病の予防・早期発見により、県民の健康寿命の延伸を図るため、特定健診・がん検診・歯科健診（以下、「各健診」という。）の受診率の向上に総合的に取り組む。

3 業務内容

（1）やまぐち健診（検診）受診勧奨強化事業

健診（検診）受診向上に資する効果的な受診勧奨について協議し、啓発媒体を作成及び配布して、受診勧奨の強化に取り組む。

① 啓発媒体の改訂（入稿データ作成、校正（2回程度）、入稿原稿決定）

- ・啓発媒体はA3カラー両面（2つ折り）を想定するが、受診勧奨検討会議での協議を踏まえて決定すること。
- ・必要に応じて、啓発媒体の補足資料を作成すること。

② 令和6年度に啓発媒体を配布した山口県医師会・山口県歯科医師会・山口県薬剤師会（以下、「三師会」という。）会員宛てにアンケート（無記名）調査を行い、結果の集計を行うこと。

- ・対象：医療機関、薬局、市町健診担当部署等2,500箇所程度
- ・時期：令和7年11月頃
- ・方法：ハガキ等
- ・内容：啓発媒体を県民に配布した枚数等

最終的な配布先、アンケート方法及び内容等は、協議を踏まえて決定すること。

③ 受診勧奨検討会議の運営（日程調整、協議資料作成、協議進行、議事録作成）

- ・開催回数：1回程度
- ・構成：三師会、県、保険者等
- ・協議事項：令和6年度作成した啓発媒体の活用状況・成果等について、効果的な受診勧奨について、啓発媒体等の仕様及び配布方法等

④ 啓発媒体の印刷・配布

- ・配布先：医療機関、薬局、市町健診担当部署等2,500箇所程度
- ・配布部数：最大200,000部程度
- ・配布先および配布先ごとの配布部数は、協議を踏まえて決定すること。

（2）「やまぐちトータル健診（検診）方式」モデル事業

健診（検診）受診向上の方策として、特定健診とがん検診の同時実施会場において、歯科健診を併せて実施するモデル事業を実施する。

① 実施市町の選定

- ・実施市町の選定：担当課と受託者の間で相談の上、決定
- ・実施市町：2自治体程度
- ・実施日数：2日程度

② 事前準備

健診医療機関（地元歯科医師会）の調整等、実施市町と緊密な連携の下、準備を行う。必要に応じて、集団健診委託業者と調整すること。

- ・事前準備に当たっては、以下の事項等を確認すること
実施日時、対象者及び受診予定者、健診内容及び健診票、周知方法、予約方法、健診用物品、健診会場、当日の流れ、個人情報の取扱、アンケート内容等

③ 事業の実施（市町の支援を含む）

- ・健診運営業務（会場設営、器材配置、健診担当歯科医への説明、受付、誘導等）
- ・実施に要する費用（報償費、旅費、印刷費、郵送費、消耗品費、委託費等）は受託者が負担すること
- ・受診者アンケート、アンケートの取りまとめ

（3）報告書・実施マニュアルの作成

報告書及び実施マニュアルを作成し、令和8年3月31日までに担当課まで提出する（いずれも電子媒体と紙媒体2部）。

令和6年度「やまぐち健診（検診）受診総合促進事業」報告書を踏まえて、同時実施に係る実務上の手順等を、効果的な実施マニュアルとして取りまとめる。

報告書作成に当たって、取りまとめたアンケート結果については、個票データも提出すること。

4 業務に当たって留意事項

令和6年度「やまぐち健診（検診）受診総合促進事業」の実施内容を踏まえて、さらなる効果的な各健診（検診）の受診率向上に資するよう、必要に応じて改善すること。

5 業務スケジュール

委託する業務の内容について、想定されるスケジュールは下図のとおり。

タスク	令和7年度					
	10	11	12	1	2	3
（1）①啓発媒体の改訂	■	■	■			
②前年度の効果に関する調査		■				
③三師会との協議	■		■			
④啓発媒体の印刷・配布					■	■
（2）モデル事業の調整・実施	■	■	■	■	■	■
（3）報告書・実施マニュアルの作成					■	■

6 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

7 対象となる経費

報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費等）、備品費、使用料及び賃借料、委託費

8 その他

- （1）業務委託により発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及びその他一切の権利は、県に帰属するものとする。
- （2）本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。
- （3）この業務により知り得た個人情報及び秘密は、公表もしくは使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。